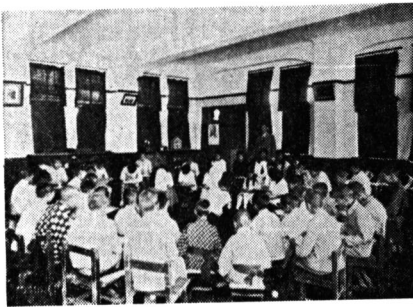


設置した。総裁平田東助、副総裁久保田讓、委員に一木喜徳郎・山川健次郎・江木千久・山梨半造・沢柳政太郎らが任ぜられた。それが臨時教育会議である。寺内首相は臨時教育会議の開会に際して、「皇運ヲ隆盛ニシ国威ヲ宣揚スルヲ得ヘシ」とし、国民教育の要は徳性を涵養し、知識を啓発し、身体を強健にして、護国の精神に富める忠良なる臣民を育成するにあると考えて、「実科教育ハ国家致富ノ淵源ニシテ国民教育ト並ヒ契メ空理ヲ避ケ実用ヲ尚ヒ帝国将来ノ実業経営ニ資セシメサルヘカラス」とあいさつした。

臨時教育会議は一九一九年までの間に、教育制度の全般にわたって審議し、具体的な改革案について答申を行った。その中で注目すべきものは高等教育制度の改革に関することであり、「大学令」「高等学校令」として公布された。私立・公立の大学を認め、単科大学も設置された。

「高等学校令」では高等学校についても、官立のほか公立・私立をも認め、七年制を原則とし高等科三年、尋常科四年とした。その他専門教育、師範教育、視学制度、女子教育、実業教育、通俗教育、学位制度、小・中等教育についても答申を行った。この臨時教育会議の学制問題の答申は、「対外的には第一次大戦、ロシア革命が国内に与えた思想的影響、国内的には護憲運動や労働運動、小作争議など明治時代とは比較にならない強大な民衆の力の抬頭を前にし、明治的教育では実現できなかった強力な国民統合の教育を求めて発せられた支配勢力の声にほかならなかった」のである（本山幸彦「明治国家の教育思想」「大正の教育」。特に、天皇制国家のもとにあって、国防衛の精神的支柱として天皇中心の教育が国家の振興のため「神聖建極ノ遺訓ト祖宗恢弘ノ皇謨」とにしたが遵ねばならないとされ、「学校教育ノ効果ヲ完全ニ収メントセハ同時ニ社会ノ状態ヲ改善セサルヘカラス而シテ此ノ事タル教育ニ従事スル者ノミノ能ク成シ得ヘキ所ニアラスヤ朝野一切ノ経営者ノ協力戮力ニ頼ラルヘカラサルナリ」とした。社会一般の協力を得るにも物質文化に偏向する社会の時弊を救うため、「国民思想ノ帰嚮ヲ一



元街小学校の授業風景

元街小学校蔵

ニシ」「本邦国有ノ文化ヲ基址トシ」ますますこれが発達大成を期するにある、と一九一九年一月十七日の建議第二で述べられている。

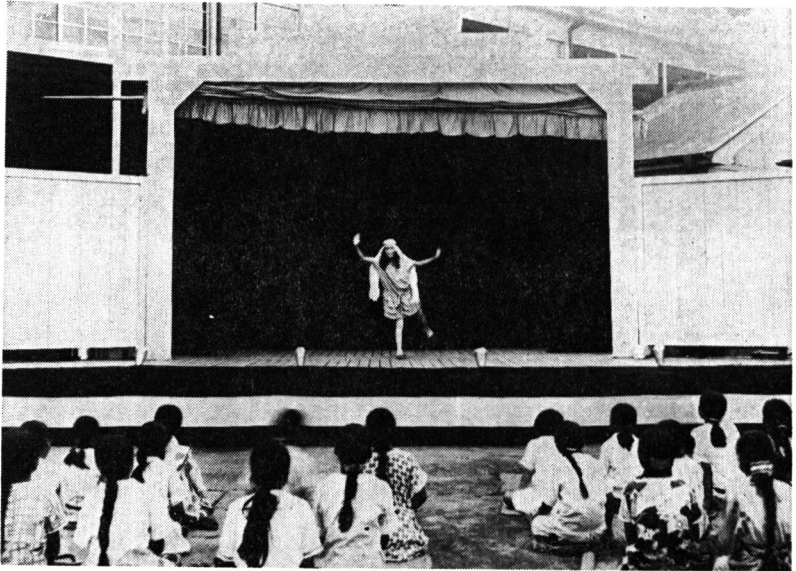
このような臨時教育会議の答申はその後の教育思想にも大きな影響を与えることになる。

大正自由教育

運動の根拠

初等教育の答申については、「国民道徳ノ徹底ヲ期シ児童ノ道徳信念ヲ鞏固ニシ殊ニ帝国臣民タルノ根基ヲ養フニ一層ノ力ヲ用フル必要」があるとし、第一に国民道徳教育を重視すべきであったとした。そして、従来の教育について、「往々ニシテ……所謂詰込主義ノ弊ニ陥リ動モスレハ複雑多端ナル事項ヲ授ケ」そのため「児童ノ心力ヲ徒費スルノ弊風」があると批判し、「児童ノ理解ト応用トヲ主トシ不必要ナル記憶ノ為」の教育はこれを矯正する必要があると指摘した。さらに「施設ノ実況ト教授ノ實際トハ往々ニシテ国民生活ノ實際ト地方ノ実情トニ適切ナラス」と指摘し、「諸般ノ施設並ニ教育ノ方法ハ画一ノ弊ニ陥ルコトナク地方ノ実情ニ適切」ならしめることが必要であると答申した。このように従来の詰め込み主義・画一主義の教育方法に批判をしているが、「地方ノ実情ニ応シテ適切」な現実主義的教育を受ける人間を目ざしていた。教育の方法として、改めるべき考えは自由教育の実践として、主として師範学校付属小学校、私立新学校で行われた。

明治時代のヘルバルト主義、とくに五段階教授法の教育方法が樋口勘次郎の『統合主義新教授法』（明治三十二



1926年川崎市旭町小学校音楽会の劇

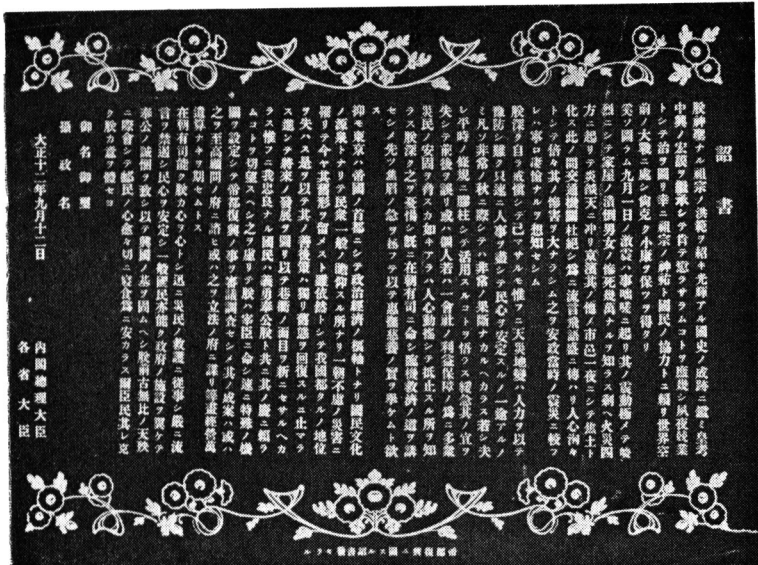
井出泰重氏蔵

年)、明石女子師範学校附属小教諭及川平治の分団式教授法などにより、批判されはじめてきていた。分団式教授法は能力差に応じた英才教育の傾向をおびていた。

新しい教授方法は要するに子どもの自発性、個性を尊重しようとするものであってここに自由主義的なものがあらわれてきた。特に第一次世界大戦後の戦勝国側がもたらした世界的風潮としての自由主義・デモクラシーの思想が教育における「自由化」のうごきを助長していった。

本県でもこの教育思潮を積極的に取り入れるところも出てきた。平塚尋常高等小学校の井上・猪俣二訓導はこの新教授方法を学習するため明石女子師範学校の視察研究を行ったり、たとえば、また教師が時代思潮を研究し、保護者会が中心となって、子どもの読物・雑誌を発刊する学校も出てきた。

横浜市の元街小学校では雑誌『学の窓』を一九〇九(明治四十二年)、横浜小学校でも『学の友』(一九〇九年刊)、神奈川小学校では『学の園』(一九一四年刊)を出している。さらに従来の教室中心の、また教科書中心の教授方法を改めて、講演・お伽話・童話・映画・



1923年9月12日の詔書

元街小学校蔵

音楽会・運動会・遠足などによって自学自習の教育をはかろうとしてゐる。

一九二二年から二三年ごろになると、新しい教育思潮に基づく教育研究、実践が盛んに行われるようになり、本県教育会の機関誌である『神奈川県教育』誌上にその講習会案内が多数掲載された。一九二三年高座郡教育会では郡内を三地区に分け、南部は国語、中部は国史、北部は地理を担当し、研究会の開催、研究物の交換など相互に研究の交換を行うなどをした。鎌倉郡内でも各教科別の研究委員会を設け、月つき会合し、教授法の研究、教材の研究調査等を行い、研究発表会・作品展覧会等を開いて青年教員の研究熱をおおった。小学校の教科内容についての県の指導も積極的になり、理科指導員（一九二〇年）、体操指導員（同）、家事裁縫指導員が設置された。以上の教科別指導員も小学校教科指導員（一九二三年）になったが、一九二九（昭和四）年までつづいた。指導員の設置は、小学校教科内容の改革、各地小学校でのさまざまな研究実践に対応するために生まれたものであった。

しかし、個性尊重、自主性尊重も国の国家主義的方針の強化とと

もに次第に変節していった。一九二三年に「国民精神作興ニ関スル詔書」が出され国家主義的傾向が強められていった。

一九二七年には文部省訓令の「児童生徒ノ個性尊重及職業指導ニ関スル件」で児童生徒の個性を調査し教育をほどこし、職業選択等の指導、国民精神を啓培することとし、個性尊重と職業選択とを結びつけ児童を進学と就職とに区別する傾向もあらわれてきた。これらは不景気と農村の疲弊に大きく関係するものであった。

横浜市の青木小学校校長も初等教育の問題点として、一 中等学校選択制度の改正、二 児童の個性尊重、三 職業指導、以上の三点をあげている（『横浜市教育史』上巻）。

二 国民道徳の養成と中等学校

中等学校 一八九九（明治三十二）年、中学校令、高等女学校令、実業学校令が公布され、大正期はこの構成のもとで中

制度の変化 等学校数が著しく増加の傾向を見せた。ことに第一次大戦後の産業の発達、国民生活の変化に即応して、義務教育を修了する学齢児童数が増加して、その後の学校教育を受ける基盤が形成されたことなどがその要因であった。

特に臨時教育会議答申に基づいて、一九一九（大正八）年二月に中学校令が改正され、中学校教育はエリート養成の内容を含まなくなった。

これは、中学校は男子に必要な高等普通教育を行うというほかに、「特ニ国民道徳ノ養成」につとめるべきであるとの条項が追加され、入学資格については年齢限を廃し、小学校卒業者のほか、「同等以上ノ学力アリト認めラレル者」とした。制度としては必要な場合中学校に修業年限二か年の予科を設置しうることとした。この予科は尋常小学校第四学年を修了した生徒

を入学させるもので、予科修了者はただちに中学校一学年に入学しうる制度とした。三月、中学校令施行規則の改正では、中学校入学資格に関しては、尋常小学校第五学年の課程を修了し、学業優秀、かつ身体の発達が十分であり、中学校の課程の履習が可能であることを学校長が証明した者は受験することができるとした。これは中等学校への入学競争の激化を助長するものであった。

高等女学校については、中学校と同じく、高等普通教育を施す学校であったが、男子の中学校が五年の課程であったのに対して、高等女学校は四年が原則であり、神奈川県ではただ一校の県立高等女学校も本科四年、補習科一年であった。

臨時教育会議の答申に基づいて、一九二〇年七月高等女学校令の改正で、「女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為スヲ目的トス」の規定に「特ニ国民道徳ノ養成ニ力メ婦徳ノ涵養ニ留意スヘキモノトス」を追加し、中学校令と同じく修業年限は五年または四年とし、土地の状況によっては三年とすることができるとした。従来の四年を基本としたのを五年と改めたことになった。これにより神奈川県立高等女学校も、一九二一年三月学校規則を改定して、本科の修業年限を五年とした。

また、五年制の高等女学校規則を適用したのは、一九二〇年十二月設置認可された神奈川県立平塚高等女学校であった。これにより五年制は二校となった。入学資格についても、中学校と同じく、尋常小学校卒業者と「之ト同等以上ノ学力アリト認めラレタル者」もつけ加えた。実科高等女学校は一九一〇（明治四十二年）の高等女学校令の改正によって生まれた学校で「高等女学校ニ於テハ主トシテ家政ニ関スル学科目ヲ修メムルトスル者ノ為ニ実科ヲ置キ又ハ実科ノミヲ置クコトヲ得、実科ノミヲ置ク高等女学校ノ名称ニハ実科ノ文字ヲ冠スヘシ」と定めたことによるものである。

実科高等女学校はいわば大正時代に誕生し、昭和年代に成長していった学校であった。

実業学校についての臨時教育会議の答申は第一項に「実業学校ニ関スル現在ノ制度ハ大体ニ於テ之ヲ改ムルヲ要セサルコ

ト」と述べている。その他、国庫補助の増額、徳育の振興、行政機関の整備、学校に関する規定の緩和、職員待遇の改善、実業界との関係、実業補習教育の奨励などであった。

実業学校令の改正は一九二〇（大正九）年十一月に行われた。目的には徳性の涵養を追加したこと、設置主体として商業会議所・農会などの団体も認め、新しく「職業学校規程」が制定（一九二一年）されたことなどである。

実業学校に関しては、従来、実業学校の種別により、農業・商業・工業・商船学校の規程が定められており、さらに甲種、乙種に別れていた。甲種は年齢十四歳以上、高等小学校卒業を入学資格とし修業年限三年のもの、乙種は年齢十二歳以上で、尋常小学校卒業を入学資格として修業年限三年の学校であった。工業学校では乙種に当たるものは徒弟学校であった。一九二一年に実業学校の甲・乙の区別は制度上廃止された。尋常小学校卒業後ただちに中等学校への進学者数も多くなり、実業学校も四年ないし五年のものが多くなったことも原因であった。しかし甲種・乙種の通称はその後も使用された。一九二四年に、文部省は、専門学校入学資格について、実業学校卒業者を中学校・高等女学校卒業者と同等以上の学力をもつものと認め（中等学校等に相当する修業年限のもの）、実業学校も新しい情勢に対応することになっていった。

中等学校生 明治末年から、大正・昭和にかけての、中学校・高等女学校・実科高等女学校の学校数を示すと次のようになる。
徒の増加 。

中学校については、明治末年までは県立中学校四校（第一〜第四）、私立中学校一校（暹子開成中学校）であったが、一九一四（大正三）年五月、県立横浜中学校が横浜市青木町に設置された。そして、従来の県立中学校の第一から第四の名称はこのため、一九一三年二月二十二日に、県立第一中学校は県立第一横浜中学校、県立第二中学校は県立小田原中学校、県立第三中学校は県立厚木中学校、県立第四中学校は県立横須賀中学校と改称された。

第2章 「大正デモクラシー」と社会問題

第7表 中学校・高等女学校・実科高等女学校の学校数

年 度	中 学 校		高等女学校		実科高等女学校	
	本 県	全 国	本 県	全 国	本 県	全 国
1910(明治43)	5(100)	302(100)	4(100)	193(100)		
1915(大正 4)	6(120)	321(106)	5(125)	223(116)	2(100)	143(100)
1920	8(160)	368(122)	5(125)	336(174)	3(150)	178(124)
1925	12(240)	502(166)	10(250)	618(320)	6(300)	187(131)
1930(昭和 5)	16(320)	557(184)	17(425)	770(399)	11(550)	205(143)
1935	16(320)	557(184)	21(525)	794(411)	10(500)	180(126)
1940	17(340)	600(199)	27(675)	880(456)	8(400)	186(130)
1945	27(540)	776(257)	41(1025)	1272(659)		

1) () 内は1910年を100とした指数, 但し実科高等女学校は1915年を100とした

2) 『文部省年報』、『神奈川県統計書』から作成

第8表 中学校・高等女学校・実科高等女学校の生徒数

年 度	中 学 校		高等女学校		実科高等女学校	
	本 県	全 国	本 県	全 国	本 県	全 国
1910(明治43)	1,822(100)	122,345	988(100)	56,239		
1911	1,892(104)	125,304	1,043(106)	64,809		
1912	1,933(106)	128,973	1,154(117)	64,871		10,257
1913	1,933(106)	131,946	1,254(127)	68,367		14,920
1914(大正 3)	2,106(116)	136,778	1,393(141)	72,140	142(100)	17,869
1915	2,305(129)	141,954	1,474(149)	75,832	278(196)	20,117
1916	2,609(143)	147,467	1,624(164)	80,767	404(284)	21,198
1917	2,854(157)	153,891	1,720(174)	86,430	481(339)	23,427
1918	3,091(170)	158,974	1,817(184)	94,525	586(413)	24,417
1919	3,266(179)	166,616	1,996(202)	103,498	679(478)	28,213
1920	3,653(200)	177,201	2,262(229)	125,588	817(575)	25,700
1921	4,045(222)	194,416	—(—)	154,470		22,338
1922	4,797(263)	219,101	—(—)	185,025		21,839
1923	5,388(296)	246,739	3,423(346)	216,624	625(440)	22,777
1924	6,093(334)	273,065	3,804(385)	246,938	767(540)	24,437
1925	6,790(373)	296,791	4,759(481)	275,823	795(560)	25,624
1926(昭和 1)	7,313(401)	316,759	5,394(546)	299,463	1,246(877)	26,745
1927	7,998(439)	331,651	6,167(624)	315,765	1,531(1,078)	27,813
1928	8,621(473)	343,709	7,210(730)	331,757	1,532(1,079)	27,512
1929	8,983(493)	348,584	7,597(769)	339,669	1,861(1,311)	28,057
1930	9,395(516)	345,691	7,816(791)	341,574	1,942(1,368)	27,425

1) () は1910年を100とした指数, 但し実科高等女学校は1914年を100とした

2) 『神奈川県統計書』、『学制80年史』から作成

中学校設置の運動は各地で活発になった。県立湘南中学校が一九二〇年八月に設置され、翌年四月に開校したのはその成果であった。

校舎も落成し、その祝賀式典が一九二五年十二月五日に行われた際には、赤木校長はじめ池上県会議長、佐藤高座郡長、金子藤沢町長、高座郡町村長が列席し盛大に挙行された。

一九二五年には、中学校、高等女学校、実科高等女学校数が著しく増加したことが判明する。

学校数の増加とともに生徒数の増加も著しかった。第八表で明らかのように、一九一〇年度には、中学校生徒数は千八百二十二人であったのが、一九二〇年度には三千六百五十三人となり約二倍、一九二六年度には七千三百十三人で約四倍、一九三〇年度には約五倍となった。高等女学校の生徒数は、一九一〇年度は九百八十八人であったものが、一九一九年度には約二倍の千九百九十六人、一九三〇年度には七千八百十六人となり約八倍にもなっている。

実科高等女学校生徒数は、一九一四年に、愛甲郡立実科高等女学校が愛甲郡厚木町に設置され、この年に百四十二名であった。大正年代に一時減少をしたが、一九二六年度では千二百四十六人となり約九倍近くになっている。そして、一九三〇年度においては千九百四十二人となり約十四倍にもなった。中学校、高等女学校よりもその伸び率が顕著であった。

以上のように、本県の中学校、高等女学校、実科高等女学校の生徒数の増加は著しいものがあつた。全国の増加率より上回り（高等女学校のみ一九二五年度は下位）、ことに、昭和期に入つては、全国の増加率がそれほどでもないのに、本県の場合は年を追って増加をつづけていたことがわかる。

実業学校については、大正初年においては、神奈川県立農業学校（中郡平塚町）、神奈川県立工業学校（横浜市神奈川町）、横浜市本町外十三箇町立横浜商業学校（横浜市南太田町）、津久井郡立蚕業学校（津久井郡三ヶ木村）、足柄上郡立農林学校（足柄上郡酒

第2章 「大正デモクラシー」と社会問題

第9表 実業学校数

年 度	総数	工業学校		農業学校		商業学校		二種以上併置の学校(甲)	その他	
		甲	乙	甲	乙	甲	乙		甲種程度	乙種程度
1915(大正4)	7	1		1	3	1				1
1920	9	1		1	3	1		1		2
1925	11	1		2	3	2		1		2
1930	16	1		4		5		1	5	
1935	27	1	1	4	1	7	1	1	7	4
1940	35	2	3	4	1	9	1	1	12	2
1945	40		11		4		21	2		2

『文部省年報』、『神奈川県統計書』から作成

第10表 実業学校生徒数

年 度	総数	工業学校		農業学校		商業学校		二種以上併置の学校(甲)	その他	
		甲	乙	甲	乙	甲	乙		甲種程度	乙種程度
1915(大正4)	1,227	221		177	345	449				35
1920	1,769	309		253	354	482		115		256
1925	2,980	583		540	268	730		544		315
1930	4,860	588		1,142		1,689		757	684	
1935	9,436	615	139	1,149	16	4,136	189	861	1,689	642
1940	19,309	1,468	2,165	1,305	86	7,976	50	1,092	4,613	554
1945	24,056		9,044		2,160		10,422	2,068		362

『文部省年報』、『神奈川県統計書』から作成

第11表 実業学校(甲種)の学校種別の生徒数の比較

年 度	工 業	農 業	商 業	生徒合計 (実 数)	1915年度を 100とする生 徒増加率
1915(大正4)	26.09%	20.90%	53.01%	847	100
1920	29.60	24.23	46.17	1,044	123
1925	31.46	29.14	39.40	1,853	219
1930	17.20	33.40	49.40	3,419	404
1935	10.42	19.47	70.10	5,900	697
1940	13.66	12.14	74.20	10,749	1,269
1945	41.82	9.99	48.19	21,626	2,553

- 1) 「二種以上併置」「その他」を除く、1945年度は甲種扱い
- 2) 『神奈川県教育史』通史編下巻から作成

田村)、愛甲郡立実業学校(愛甲郡及川村)、愛甲郡立実業女学校(同上)、高座郡溝村外二か村組合立鳩川農業学校(高座郡溝村)などがあった。大正年代以降の実業学校数等を示すと第九表から第十一表のとおりになる。

この表によると、学校数については、大正期の増加は必ずしも多くなかったが、昭和に入って増加し、一九三〇年度には十六校、一九三五年年度には二十七校、一九四〇年度には三十五校と増加した。

入試競争

大正中期以降、中学校、高等女学校数も増加したが、入学志願者の要求に応ずることができず、特に都市における入学試験競争は激しく、このため小学校における中等学校入試のための準備教育がさかんとなり、その弊害が指摘されていた。

県会でも取り上げられ、そこでは、中学校設立の問題(横浜の第三中学校)、既設の中学校に講堂のない中学校もあり、講堂を先にすべきではないかとの議論の中で行われた。

当局では「殊ニ横浜市ニ於テハ第一第二ノ志望者ハ千十七人、サウシテ之ニ入学許可ヲ得ル者ハ三百九人、約三割シカ入学ガ出来ナイ」ため、さらに一つの中学校を建設して、入学者を多少とも増加したいと中学校建設案を出した。郡部の講堂のない学校はどうするのかとの問題も出されたが、結局、第三中学校建設費が可決された(一九三一年一月設置認可)。そして、少しでも入学試験の競争を緩和しようとした。

横須賀市域の場合でも高等女学校設立当時は入学志願者が少なく勧誘する程であったが、大正中期以降入学志願者が激増し、入学難の状況となった。入学試験の程度も高くなり、小学校では一人でも多く入学者を出すために入試準備教育をはじめた。小学校五年のころより入学試験準備教育がはじまり、六年になれば電灯を設けて夜に入るまで準備教育を行った。

一九二七(昭和二年)十一月に文部省は中学校令施行規則を改正し、中等学校への入学者選抜方法として、従来の学科試験

第2章 「大正デモクラシー」と社会問題

第12表 中学校第1学年入学志願者数と入学者数の状況

校名	1927年度			1930年度		
	志願者数	入学者数	競争率	志願者数	入学者数	競争率
県立 横浜 第一	368	193	(倍) 1.9	338	195	(倍) 1.7
〃 〃 第二	333	145	2.3	261	148	1.8
〃 〃 第三	358	147	2.4	295	149	2.0
〃 湘南	329	149	2.2	286	150	1.9
〃 横須賀	338	149	2.3	296	150	2.0
〃 小田原	457	196	2.3	315	194	1.6
〃 厚木	239	145	1.6	215	149	1.4
〃 川崎	319	150	2.1	335	153	2.2
組合立 奈珂	140	110	1.3	117	97	1.2
私立 藤沢	193	144	1.3	134	101	1.3
〃 鎌倉	136	100	1.4	82	42	2.0
〃 逗子開成	292	150	1.9	305	200	1.5
〃 本牧	146	112	1.3	285	166	1.7
〃 浅野総合	314	130	2.4	355	148	2.4
〃 三浦	—	—	—	49	45	1.1
〃 日本大学第四	—	—	—	87	57	1.5
計	3,962	2,020	2.0	3,755	2,144	1.8

『神奈川県教育史』通史編下巻から

を廃止し、文部次官通牒で、中学校入学者選抜方法に關する基準を示した。これによれば、小学校長の報告書、人物考査、身体検査による入学者の選抜を行うもので、人物考査は口頭試験の方法を用いるようにした。

本県でも、これを受けて知事池田宏は十二月二十七日神奈川県訓令を出した。「従来中等学校入学志願者ニ対シテ小学校ニ於テ正課時間外ニ教授ヲ為シ又ハ特別学級ヲ編制シテ特別教授ヲ施シ若クハ私宅教授ノ囑ニ応スル等ノ者アルヤノ聞アル」このようなことのないように部下職員を統督し遺憾なきようにと市長・公私立小学校長あてに訓令を出した。

県学務部長は同日、公私立中等学校長、公私立小学校長に、「県下中等学校入学者選抜方法ニ関スル件」の通牒を出し、具体的方法を示した。それによれば、入学者の検定は第一次は小学校長提出の調査書により、第二次は人物考査と身体検査によることとした。また調査書の様式などを定めた。

第二次検定の人物考査については「尋常小学校教科ヲ基礎トセル常識ヲ口頭試問ニ依リ考査シ兼テ素質性行等ニツキ調査ス」とした。筆答試験は廃止されたが、口頭試問で学科の試問をすることが残された。

一九二七年度と一九三〇年度における中学校第一学年入学志願者数と入学者数の状況を示すと第十二表のようになる。

師範学校第 一九〇七（明治四十）年に制定された「師範学校規程」は、従来の師範学校に関する諸規程を総括して整理し

二部の増置 たものであった。同時に義務教育年限の延長にともない教員養成の整備をはかったものである。

師範学校には本科と予備科を置き、本科を第一部・第二部とした。修業年限は本科第一部は四か年、本科第二部は男生徒一か年、女生徒は二か年または一か年とした。予備科は修業年限二か年の高等小学校卒業者を、本科第一部は予備科修了者または修業年限三か年の高等小学校卒業者を入学させることとした。本科第二部は中等学校卒業者を入学させるものであった。師範学校と中等学校を連絡させる教員養成史上大きな改革となった。文部省は本科第二部の設置について訓令を發し、従来の短期の講習科では十分でないので、一定の課程の下に第二部を設け正教員養成の途を開くことにしたと述べている。師範学校規程の公布は一九四三（昭和十八）年まで、師範教育の体制を維持することになる。

同規程で、教員養成について「忠君愛國ノ志氣ニ富ムハ教員タル者ニ在リテハ殊ニ重要トス」として生徒をして平素忠孝の大義を明らかにして志操を振起せしめること、「精神ヲ鍛錬シ徳操ヲ磨励スル」こと「規律ヲ守リ秩序ヲ保チ師表タルヘキ威儀ヲ具フルコト」などを教養させることに注意した。

神奈川県師範学校においても、新しい神奈川県師範学校学則が一九〇八（明治四十二）年四月から実施され、本科第二部が新設された。一か年で卒業する二部生と一部四年生との間で、敬礼をどちらが先にすべきかといった問題も真剣に討論されたようである。一九〇九年九月に内堀維文が校長に就任し、内堀校長の在任中（一九一三年まで）に、体育、ことに「擊劍及柔

道」が体操科目中に加えられ、「敬礼法」が定められ、各種競技の対抗試合がさかんに行われるようになったといわれている。

一九一三（大正二）年三月十七・十八日の夜、学校の化学室・理化学室から火が出て、嫌疑をかけられた書記が割腹自殺する事件、四月二十九日にも出火、五月一日にも出火、後の二回の出火は生徒の放火事件で、四年生二名が自白した。原因について職員間の軋轢があったとうわさもされた。師範学校に問題をかかえる時代となった。

師範学校生徒の生活は、個人についての学業成績から学資の状況、読物の状況等まで学級主任を中心に調査され、その指導結果を職員会議にまで報告されるという指導体制がある一方、生徒の要望で雑誌部が作られ文学運動に関心を持つものも出てきた。河上肇の『貧乏物語』、福田徳三の『国民経済講話』なども一部の生徒に熱心に読まれ、物価高、米騒動といった社会問題も作文の時間にとりあげられることもあった。

女子師範の移転

神奈川県女子師範は一九〇七（明治四十）年一月に、県立高等女学校に併置された。初代校長に新原俊秀が就任した。高等女学校長との併任であった。

神奈川県女子師範学校に本科第二部が設置されたのは一九二二（大正十一）年六月からである。修業年限一年、定員四十名であった。

女子師範学校は県立高等女学校との併置や関東大震災に同校の破壊等によって不便をきたしていたが、一九二四年の春の県議会で、高等女学校と分離することを決定した。分離先を県当局は三つの移転先候補地から横浜市根岸町立野の附近としていたが、その土地の寄附がままならぬ状態になっていた。

一方では一九二四年の二月二十八日に保土ヶ谷町長から、保土ヶ谷町神戸の敷地を寄附するという申し出があったのに県は

第13表 神奈川県師範学校生徒数

	総 数		本科第一部		本科第二部	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子
1912(大正1)	517	196	283	160	40	
13	518	195	287	158	40	
14	433	178	285	143	37	
15	364	138	296	138	38	
16	373	135	289	135	30	
17	402	144	287	144	34	
18	341	153	276	153	30	
19	326	156	279	156	21	
20	317	154	279	154	15	
21		511		422		
22		579		435		65
23	364	177	293	149	32	28
24	380	181	301	153	39	28
25	444	256	380	191	64	65
26(昭和1)	486	273	381	191	76	65
27	497	299	379	194	77	79
28	488	286	373	196	78	78
29	496	291	378	196	81	79
30	498	287	380	195	76	78

『神奈川県教育史』通史編下巻、『神奈川県統計書』から作成

に四年近い歳月がたっていた。
 女子師範学校は一九二五年の師範学校規程の改正により、本科第一部の修業年限は五年に延長され、修業年限一年の専攻科を設けることが定められた。本科第二部は従来通りであった。

無視していた。県会議員飯田助夫ほか三名はこの問題をとりあげて、横浜市では根岸の土地を買収することができる、寄附することができるといっているが、それがかなわない状態であるから保土ヶ谷町神戸にすべきだという主旨の意見書を県会に出した。この意見書は一九二四年十二月八日、内務大臣若槻礼次郎あて提出することが可決された。市部議員と郡部議員との対立の様子をうきぼりにしていた。清野知事は県の知事なのか、横浜市の知事であるのか激しく非難された。しかし、ようやく根岸の土地も寄附行為により県に移管され、女子師範学校校舎の着工は一九二五年十二月二十三日となった。そして一九二七(昭和二)年九月に新校舎が完成した。移転先を決めてから実

師範学校の生徒数は第十三表のようであった。

三 社会教育と青年団

社会教育

一九一一年（明治四十四）年五月文部省に「通俗教育調査委員会」が設置され、通俗教育（社会教育）に関する事項を調査審議することとなった。この委員会は文部大臣の監督に属し、通俗教育に関する講演あるいは材料の収集、製作、通俗教育全般に関する検討がなされた。

調査委員会は読物の編集、通俗図書館、巡回文庫等の事項を担当した第一部、幻灯映画、活動写真に関する事項を担当した第二部、講演会に関する事項を担当した第三部からなっていた。

調査委員会は通俗図書審査規程および幻灯映画ならびに活動写真のフィルム審査規程を定めて、通俗教育に関する行政を行うようになった。一九一三年（大正二年）六月通俗教育調査委員会は廃止されたが、前述の規程を設けたことによって、書籍および娯楽施設に関する指示を与えた。通俗教育の主眼は「国民道德ヲ涵養シ健全ナル思想常識ヲ養成スル」ことにあるとされ、地方教育会、青年団、師範学校などを利用して、目的を達成させる方針であった。

一九一四年八月に、県内務部長は郡市長あてに、教育会等に通俗教育会開設のときは補助金を交付するから経費等予算を相談して申請するよう通牒した。

第一次世界大戦の勃発とともに、それまでの神奈川県教育会主催の通俗教育講演会の演題であった「世渡りの心得」（増田義一）、「赤穂義士に就て」（福本日南）、「講談明治の楠公」（天野雉彦）、「処世に必要な勇氣」（石井勇）などが、「欧洲戦争に関する

る講話」(長野歩兵中佐)、「富国に関する講演」(佐々木吉三郎)、「皇国精神」(寛古彦)などの演題でも講演された。

神奈川県教育会は『神奈川県通俗教育講演集』を一九一六年十月に発行し、通俗教育に力を注いだ。特に有吉知事は巻頭で、本県は外来からの人が多くなって、結核療養者の保養地と利用されている。その結果、結核による死亡率が高くなったこと、小田原、国府津などに都会風俗が持ち込まれ、「白昼公然と醜態を現はしている風俗」現象が生じていることを指摘し、通俗教育によって、これらを改善すべきだとしている。

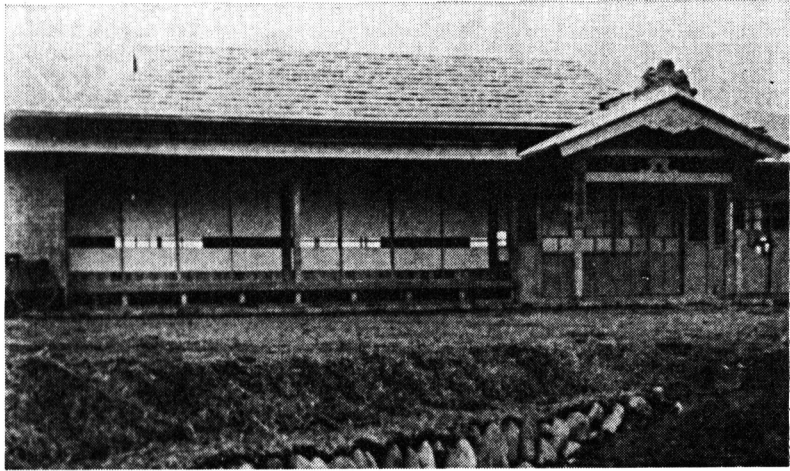
このように、本県では教育会が中心となって通俗教育がおしすすめられた。

青年団の全県連合

明治の末から大正期にかけて、文部省・内務省によって青年団の振興政策がとられた。指導方針として、青年団体は青年修養の機関ととらえ「団員ヲシテ忠孝ノ本義ヲ体シ品性ノ向上ヲ図リ体力ヲ増進シ實際生活ニ適切ナル智能ヲ研キ剛健勤勉克ク国家ノ進運ヲ扶持スルノ精神ト素養トヲ養成セシムル」ことを目的とした。従来地域に自然発生的な機関であった青年団を国家的な教育組織の中に組み込んでいった。

このような背景には、青年団(会)の中には本県などにすでに、「政治運動ニ干与」したり「町村政ニ容喙スル等」「常軌ヲ免スルノ行動」をするものがあつたりして、「政治運動等ニ熱中スルカ如キハ然ルベカラサル義ニ付」として、青年団体の政治運動にかかわることをいましめる風潮があつた。

本県においては、明治三十年代に村単位に青年会、青年連と呼ばれるものが、各地に存在していた。文部省・内務省訓令(大正四年九月十五日)を受けて、一九一七(大正六)年二月九日、青年団指導のために、「青年団指導委員規程」を制定した。特に、有吉知事は青年団に訓令を発し「団体的修練ニ依リ克ク国家ノ進運ニ伴ヒ皇運ヲ扶翼スル精神ヲ体得シ健全ナル国民善良ナル公民タルノ素質ヲ得テ益々国家富強ノ基礎ヲ鞏固タラシメンニハ亦大ニ先輩練達ノ士ノ指導」に負うことが多いので、青



大井青年会館

津久井郡郷土資料館蔵

年団指導委員を設置したと述べた。そして、五月二十二日には「青年団規約標準」を定めて、郡市長あて通牒した。この規約第一条に「本団ハ教育ニ関スル勅語並ニ戊申詔書ノ聖旨ヲ奉体シ団体的修練ニ依リ団員ヲシテ智徳ヲ涵養シ身体ヲ鍛錬シ以テ健全ナル国民善良ナル公民タラシムルヲ目的トス」とある。特別の事情のないかぎり、これに準拠すべきであると指示している。これによって、市町村青年団としての男子青年団の統一を意図した。

本県ではさらに一九二二（大正十二）年、郡市聯合青年団が合同して、神奈川県青年団聯合会が創設された。

男子の青年団に対して、女子の団体は処女会としてスタートした。鎌倉郡では各小学校を通じて、処女会設置に関し通牒を発し、一九一八年十一月八日の郡長通牒によると「将来良妻賢母トシテ健全ナル家庭ヲ組織シ国家ノ発展ニ資スヘキ」として、学校教育の効果を補習、時勢に適應する素質を具備するために処女会の設置を奨励した。同時に「処女会設置標準」を示した。

これによれば「女子ニ必要ナル知識及技能ヲ授ケ婦徳ヲ涵養シ儉素、勤勞ノ風ヲ埒メ貞淑温良ニシテ健全ナル主婦ヲ養成スル」ことを目的とした。義務教育修了者、未婚の女子で組織し、町村、あるいは部落単位、小学校通学区域を単位として組織し、指導者には、小学校長、女教員、篤志婦人、町村長



1916年高座郡大沢村青年会報

久保田昌孝氏蔵

などがなった。

処女会の設置奨励は他郡でも行われた。一九二一年には団体四十五、会員数六千人弱であった。

本県では各郡市に聯合女子青年会が設けられるようになり、一九二七年七月、横浜市を除く、二

市十一郡の女子青年会が連合して、神奈川県聯合女子青年会が組織された。

横浜市では、一九三二年十一月に横浜市女子青年聯合会を設立し、県聯合青年会に加盟した。

このような青年団体は、青年の補習教育機関として設置されていた実業補習学校と「連繫シ」て、補習教育の実績をあげた。

実業補習学校は修業年限、授業季節、学科課程等は土地の情況により適宜斟酌しんぎやうすることができるので、勤労青少年、青年団しんせう体との結びつきをつよめていった。

青年訓練所 一九二六（大正十五）年六月から七月にかけて県下で一斉に設置された青年訓練所も青年団と密接に連絡して**と軍事教育** 作られたものであった。青年訓練所は一九二六年四月、「青年訓練所令」（勅令）が制定されこれに基づくもの

であった。「青年訓練所令」によれば「青年ノ心身ヲ鍛練シテ国民タルノ資質ヲ向上セシムルヲ以テ目的トス」と定められ、



神奈川県青年団聯合會『武相の若草』創刊号(1924年9月)
津久井郡郷土資料館蔵

十六歳から二十歳までの男子を四年間軍事訓練を主として行ふ機関であった。

本県では同年六月四日に「青年訓練所細則」を定め、また六月八日に堀切知事は青年訓練所の趣旨と実業補習学校等との関係について訓令を出した。この中で青年団との関係について、「訓練ヲ受クル者ノ多数ハ青年団員タルヘキ年齢ニ在ルヲ以テ本施設ハ之ヲ青年団ノ修養機関トシテ相互ノ聯絡ヲ保チ訓練ヲ受クル者ハ成ルヘク之ヲ青年団体タラシメ」と青年団との密接なることを強調した。青年訓練所は小学校、実業補習学校等に設置された。学校数・生徒数・教員数は第十四表のようなのであった。

訓練項目は修身及公民、教練、普通学科(国語、数学、歴史、地理、理科等)、職業科で、特に教練については教材配当、進度標準を定め、「各個教練」「部隊教練」「陣中勤務」(野外訓練)「距離測量」「旗信号」「軍事講話」を定めた。訓練終了者には在営年限(陸軍兵役)の半年短縮が認められた。

一九二六年十二月には学務部長から、入所、出席についての奨励がされ、一九二七年四月には学務部長の通牒では教練三百時間、その他の訓練項目三百時間を標準として、出席の優良か

第14表 青年訓練所学校数・生徒数・教員数

年 度	学 校 数	生 徒 数	教 員 数
1926(大正15)	226	16,908	2,562
27(昭和 2)	227	15,593	2,404
28	227	14,682	2,340
29	224	13,582	2,302
30	226	13,840	2,258
31	217	13,133	2,179
32	217	13,553	2,222
33	220	13,277	2,279
34	223	15,551	2,361

『神奈川県統計書』から作成

否か調査されることになった。青年訓練手帳に出席時間数を記入証明の上徴兵検査の際、持参させること等を指示した。

青年訓練所について軍は、一九二八年三月七日に県学務部長名で各青年訓練所主事あてに次のような通知を出している。一 青年訓練所修了証を持っていない者でも、修了証を交付しても差し支えないと判断できる者もある。この点訓練所主事に修了証を交付しない理由を報告してもらいたい、二 修了証・証明書は正規のものであること、三 訓練手帳記入を明確にすること等である。この通知により軍幹部の青年訓練所に対する期待がうかがわれる。

一九三五（昭和十）年四月、「青年学校令」により、青年訓練所は青年学校となっていた。

第四節 本格化する労働運動

一 戦後恐慌前後の労働運動

激増した労働争議

一九一七（大正六）年は、ストライキが急増し、労働運動の新たな高揚の到来を示した年であったといわれる。全国的にみると、一九〇六、七年の大工場・大鉱山のストライキ、暴動のあとは、比較的低い水準でストライキ件数は推移してきたが、一九一五年が六十四件、一九一六年は百八件と上昇傾向をみせ、一九一七年には、一挙に三百九十八件、参加人員五万七千三百九人に飛躍したのである。この飛躍の原因は、一つには物価の上昇にあり、もう一つには、第一次大戦を契機とする日本資本主義の急成長にともなう労働力需要の急増にあった。労働者は、物価の暴騰による実質賃金減少をとりかえし、賃金上昇を実現しようと労働市場条件の優利さを背景に賃金増加を要求する攻勢的争議を展開したのである。その主力になったのは、造船業・機械製造業といった重工業の労働者であり、これらの産業では労働者数の増加率が他産業に比べてより高かったことに、攻勢的争議の中心部隊となったことの根拠をみいだすことができる（二村一夫「労働者階級の状態と労働運動」『岩波講座日本歴史』18）。

それでは、神奈川県下での争議件数のうごきほどのような特徴を示しているのだろうか。ストライキにまでいたらなかった争議をも含め、業種別に争議件数を分類した第十五表から、次のことをみてとることができる。まず第一に、神奈川県においても、一九一七年から一九九年にかけて、重化学工業部門での争議件数が急増していくことである。それらの代表的なもの